

○総務省告示第三百八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和三年十一月二十九日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後					変 更 前				
第2 周波数割当表 [1～7 略]					第2 [同左] [1～7 同左]				
周波数割当表					周波数割当表				
[第1表 略]					[第1表 同左]				
第2表 27.5MHz～10000MHz					第2表 27.5MHz～10000MHz				
[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	2330-2370	固定	公共業務用	電気通信業務用での使用は 携帯無線通信用とし、割当 ては別表10-3による。		2330-2370	固定	公共業務用	放送事業用
		移動 J142A	電気通信業務用 放送事業用				移動	放送事業用	
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[第3表 略]					[第3表 同左]				
国内周波数分配の脚注					国内周波数分配の脚注				
[J1～J142 略]					[J1～J142 同左]				
J142A					[新設]				
放送事業用の局は、電気通信業務用の局に対して優先権を有し、電気通信業務用と放送事業 用との共用に当たっては、電波法第102条の17第2項第2号の規定に基づく照会結果を適用す る。									
[J143～J296 略]					[J143～J296 同左]				
[別表1-1～別表10-2 略]					[別表1-1～別表10-2 同左]				
別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表					別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表				
	2010MHz を超え 2025MHz 以下					2010MHz を超え 2025MHz 以下			
	2330MHz を超え 2370MHz 以下					[同左]			
	[略]					[同左]			
[別表11-1～別表11-3 略]					[別表11-1～別表11-3 同左]				
[国際周波数分配の脚注 略]					[国際周波数分配の脚注 同左]				
備考 表中 [] の記載及び本表規定の二重下線を付した際記部分を除く全体に付した下線は注記である。									